

給付型奨学金

専修学校専門課程に在学しており、令和2年度に進級予定の皆さんへ

沖縄独自の給付型奨学金募集要項

目 次

1. 沖縄独自の給付型奨学金の概要	2p
2. 申込資格と基準	4p
3. 採用候補者の決定・給付奨学生の採用	6p
4. 奨学金の交付から修了まで	7p
5. 給付奨学金の申込み等の手順	9p
6. 住民票に関する証明書	10p
7. 住民税非課税(及びそれに準ずる) 世帯に関する証明書類	10p

沖縄独自の給付型奨学金制度

1. 沖縄独自の給付型奨学金の概要

(1) 制度の趣旨

本奨学金は、沖縄の子供たちが家庭の経済状況にかかわらず勉学の機会を得られるようにするとともに、沖縄経済を担う産業の人材育成にも資するよう、主として観光や情報通信分野の専門学校に在学した場合に経済的支援を行うことを目的とするものです。

(2) 給付方法・給付期間

給付方法	進級後、誓約書の提出を確認し、原則として毎月1回本人名義の口座に振り込む(注1)
給付期間	令和2年4月分から卒業する(修業年限の終期)まで

なお、毎年給付奨学生としての資格があるかを審査し、その結果によっては次年度の交付を見送る場合や、交付済みの奨学金の返還を求める場合があります。

(注1)通信教育課程に在学する人は、(3)給付金額②通信教育課程を参照してください。

(3) 給付金額

① 通常の課程

日本学生支援機構(以下、JASSO)の給付奨学金受給の有無³⁾、世帯の所得金額に基づく区分(5ページ)に応じて、学校の設置者(国公立、私立)及び通学形態(自宅通学、自宅外通学)により定まる下記の金額(月額)が決まります。

JASSO給付奨学金受給有無・世帯の所得金額に基づく区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
JASSOの給付奨学金を受けていない人	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円
JASSOの給付奨学金を受けている人	第Ⅰ区分	9,200円 (13,300円)	36,700円	8,300円 (12,500円)	35,800円
	第Ⅱ区分	0円 (2,200円)	14,500円	0円 (0円)	10,600円
	第Ⅲ区分	0円 (0円)	0円	0円 (0円)	0円



- 1) 生活保護世帯(受けている扶助の種類を問いません。)を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等(※)から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設から改称)、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者、里親を指します。

(5) 給付奨学金の対象となる分野・学科

給付奨学金の対象となるのは、専門学校において、主として観光分野又は情報通信分野を学ぶ学生としております。

なお、学科名が「観光学科」、「情報科」など直接、観光や情報通信の名称を用いている学科以外でも、専門学校卒業後の人生設計などを踏まえた場合に、当該学科が観光分野や情報関連分野に関連すると認められれば、対象となります。

例) 「観光分野」: 語学関連、調理関連、美容関連、旅行関連など

「情報通信分野」: デジタルデザイン関連など

また、上記例)以外の医療や福祉及び芸能など、学科名が「観光学科」、「情報科」など直接、観光や情報通信の名称を用いている学科以外の分野を学ぶ学生の場合において、その学生が卒業後、これらの資格・技術を活かして、沖縄県の観光産業や情報通信産業の発展に貢献していくことの人生設計を提出「レポート」(14ページ様式参照)で確認・評価された場合には、関連する学科として対象としていきます。

(6) 他の奨学金・支援制度との併用

貸与型奨学金	日本学生支援機構の給付型奨学金	その他の奨学金・支援制度	以下の給付を受けている間は、給付奨学金の支給を停止します。
以下のいずれも併用可能です。 【本財団】 ・貸与奨学金(無利子) 【日本学生支援機構】 ・第一種奨学金(無利子) ・第二種奨学金(有利子) ・入学時特別増額貸与奨学金(有利子)	併用可。 ただし、令和元年度以前に決定された日本学生支援機構の給付型奨学金の支給額が令和2年度における沖縄独自の給付型奨学金の支給額に満たない場合、その差額分のみが支給されます。	沖縄独自の給付型奨学金は、その他の奨学金・支援制度との併用も可能です。 ※なお、実施主体によっては、他団体が実施する奨学金との併用を制限している場合があります。	・教育訓練支援給付金 ・訓練延長給付 ・技能習得手当及び寄宿手当 ・職業訓練受給給付金 ・高等職業訓練促進給付金 ・職業転換給付金

2. 申込資格と基準

(1) 申込資格

令和2年度に進級する予定の人で、以下の①～②のいずれかに該当する人が申し込みます。

① 沖縄県内に所在する高等学校等を初めて卒業(ただし、広域通信制高校の場合、卒業時に沖縄県内に住所を有する人)した日の属する年度の翌年度の末日から専門学校へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

◎例えば、以下のような人が対象となります。

- ・平成29年3月に高等学校等を卒業 → 平成31年度末までに専門学校へ入学した人
- ・平成28年3月に高等学校等を卒業 → 平成30年度末までに専門学校へ入学した人
- ・平成27年3月に高等学校等を卒業 → 平成29年度末までに専門学校へ入学した人

2) 資産基準

あなたと生計維持者(2人)資産額の合計(※)が、2,000万円未満(生計維持者が1人のときは1,250万円未満)であること

(※) 資産とは、現金やこれに準ずるもの(投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含みません)。なお、資産に関する証明書(預金通帳のコピー等)の提出は不要です。

② 資質・学力基準

修学意欲が高く、専門学校卒業後の人生設計(沖縄の経済社会への貢献など)を有していること。

在学する専門学校において、学びを継続していくための基礎的学力を有していること。
ただし、学業成績が下表の「廃止」の区分に該当する人は、採用されません。

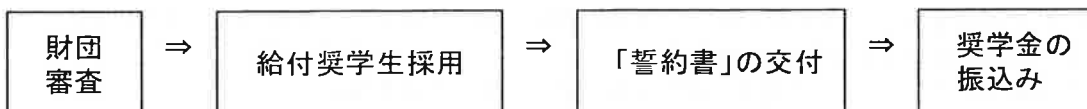
区分	学業成績の基準
廃止	<ol style="list-style-type: none">1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。2 修得した単位数(単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次に示す「警告」の区分において同じ。)の合計数が標準単位数の5割以下であること。3 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。4 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	<ol style="list-style-type: none">1 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること。(前の「廃止」の区分の2に掲げる基準に該当するものを除く。)2 GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。3 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。 (前の「廃止」の区分の3に掲げる基準に該当するものを除く。)

③ 人物・健康基準

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、勉学の目的及び人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあり、修学に耐え得るものと認められること。

3. 給付奨学生の採用

給付奨学生の採用まで



採用後、「誓約書」は専門学校を通じて交付されます。「誓約書」に署名・押印の上、期限までに提出しなかった場合は採用が取り消されます。

(4) 在籍確認

給付奨学生が専門学校に在籍していることを確認するため、定期的に在籍状況について報告を求めます。

定められた期限までに報告がないときは、奨学金の交付が止まります。

(5) 交付の終了

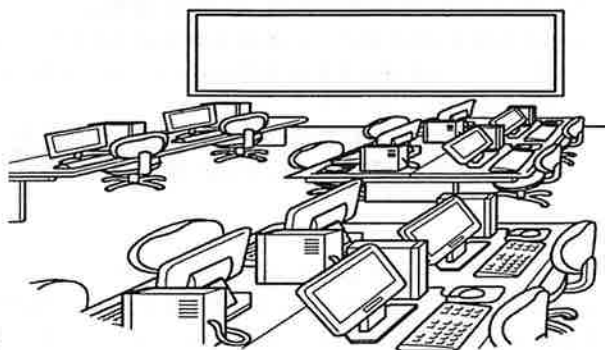
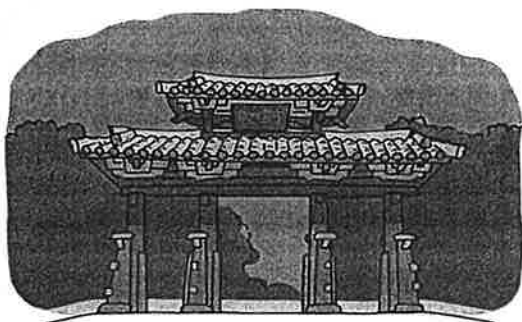
次の事由により、奨学金の交付が終了します。

- ①満期 : 予定していた期間の交付が完了したとき。
- ②辞退 : 奨学金が必要でなくなった旨の申出があったとき。
- ③退学 : 専門学校を退学したとき。
- ④廃止 : 成績不振・学校処分等により給付奨学生として適格でないと認定されたとき。
- ⑤死亡 : 給付奨学生本人が死亡したとき。

(6) 給付奨学金の返還

学業成績が著しく不振、停学等の学校処分等により交付が打ち切られた場合、交付済みの奨学金について返還を求める場合があります。

返還の方法は基本的に貸与奨学金の例にならうものとしませんが、返還の方法等を定めた書類を提出する必要があります。



6. 住民票に関する証明書類

本人及び父母が記載されている住民票謄本で、続柄、本籍地及び世帯主の記載あり、マイナンバーの記載なしのものを取得してください。

なお、住民票謄本に本人及び父母のうち、記載されていない者(進学による別居、単身赴任等)がいる場合、住民票謄本に記載されていない者の住民票(続柄、本籍地及び世帯主の記載)も併せて提出してください。(注6)

(注6) 父母には養父母・岳父母を含みます。

7. 住民税非課税(及びそれに準ずる)世帯に関する証明書類

(1) 生計維持者について

生計維持者とは、あなたの学費や生活費を負担する人を指し、父母がいる場合は、原則として父母(2人)となります。

ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合は、生計維持者は1人とします。(注7)

① 生計維持者を父又は母のいずれか(1人)とする主なケース

1) 父又は母と死別している場合

ただし、父又は母が再婚(事実婚を含む)し、あなたとその再婚相手が同一生計である場合は、生計維持者は父又は母とその再婚相手(2人)です。

2) 父母の離婚により、あなたが父又は母と別生計となっている場合

ただし、以下の場合は、生計維持者は2人となります。

・あなたが未成年かつ父母が離婚した場合で、例えば、親権者ではない母と同居し、親権者である父と別居している場合は、生計維持者は親権者を含めた父母(2人)です。

・離婚した父又は母が再婚(事実婚を含む)し、あなたとその再婚相手が同一生計である場合は、生計維持者は父又は母とその再婚相手(2人)です。

3) 父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない場合

② 生計維持者を父母以外(1人)とする主なケース

1) 父母と死別し、あなたが祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合

2人以上から経済的支援を受けている場合は、主たる支援者(1人)となります。

2) 父母が、生死不明、意識不明、精神疾患等により、意思疎通ができないため、あなたが祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合

3) あなたが結婚しており、父母ではなくあなたの配偶者に扶養(※)されている場合

※納税手続きにおいて、あなたの配偶者の扶養に入っている場合

③ あなた自身を生計維持者(1人)とする主なケース

1) 社会的養護を必要とし、18歳となるまで児童養護施設等に入所して(又は養育されて)いた場合

2) 父母と死別し(又は生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができず)、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を全く受けていない場合

3) あなたが結婚しており、あなたが自身の配偶者を扶養している場合

(注7) 生計維持者が1名(独立生計者を含む)であることについて、その事実関係が確認できる証明書の提出を求めます。

(2) 住民税非課税(及びそれに準ずる)世帯等に関する証明書類について

生計維持者が住民税非課税(及びそれに準ずる)世帯の場合は、以下の書類を提出してください。

対 象	証明書類
生計維持者(2人いる場合は2人とも)	平成31年度市町村県民税所得課税証明書(注8～9) ※個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの

(注8) 生計維持者が2人いる場合は2人とも提出してください。

(注9) 市町村民税の所得割額が金額表示(例:0円)されていることが確認できるものをご用意ください。

沖縄独自の給付型奨学金確認書(申込書)
(兼現行給付奨学金の辞退の承諾書)

公益財団法人
沖縄県国際交流・人材育成財団理事長 殿

私は、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団(以下「財団」という。)の沖縄独自の給付型奨学金の申込みを行うにあたり、令和2年度専門学校進級予定者用給付型奨学金案内に記載の内容を確認し、財団の諸規程並びに裏面記載事項について同意の上、下記に記載のとおりで相違ないことを誓約し、本確認書(申込書)を提出します。

私は、奨学金の交付を受けている間、毎年度、適格性の審査があり、その審査により、成績不振が著しい場合や品行不良が認められた場合においては、諸規程の定めにより財団から奨学金の交付が一定期間停止されるか又は廃止され(打ち切られ)、成績不振や品行不良の程度によっては、前回の審査からそれまで交付された奨学金(当年度分)を返還しなければならないことを承知しているとともに、財団から返還請求を受けたときは、諸規程の定めに従い返還することを承知しています。また、適格性の審査は経済状況等についても行われ、財団が定める要件に該当する場合は、奨学金の交付が一定期間停止される又は廃止される場合があることも承知しています。

また、本確認書に記載した内容に虚偽があった場合には、奨学生としての採用が取り消され、支給された奨学金全額の100分の140を一括で返金しなければならない場合があることも承知しています。

なお、新しい給付奨学金を受給することとなった場合において、現在受給している給付奨学金については、2020年3月分まで受給した後、財団の規定に基づき、現在受給している給付奨学金を辞退することに同意します。

令和 年 月 日

出身の高等学校等名		学科名		卒業年度	
				平成 年 月 卒	
フリガナ		生年月日		性別	
氏名	Ⓜ	平成 年 月 日生		男・女	
国籍又は在留資格 (該当を○で囲む)	a日本国籍 b法定特別永住者 c永住者 d定住者(永住の意思がある者に限る) e日本人の配偶者等 f永住者の配偶者等 ※d～fの該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入(年 月)				
住 所				電話番号	
〒(-)				自宅 携帯	
在学する専門学校					
学校名		学科名		年次	修学年限
				年次	年
				自宅・自宅外	
※ 専修学校(高等課程・一般課程)や各種学校は申込み対象外となります。					
日本学生支援機構の給付奨学金受給の有無 (※令和2年4月以降の内容を記載すること)					
有・無		国公立・私立		給付月額 円	

※通信教育課程の場合、年齢を記入してください。

本人 の 続柄	フリガナ	氏名	生年月日	昭和・平成
			年 月 日生	
住所	〒(-)			自宅 携帯
本人 の 続柄	フリガナ	氏名	生年月日	昭和・平成
			年 月 日生	
住所	〒(-)			自宅 携帯
本人と生計維持者の資産状況 (右記いずれかへ○)				
本人と生計維持者(2人)の資産額の合計(※)が2,000万円未満(生計維持者が1人のときは1,250万円未満)である。				はい
※資産とは、現金やこれに準ずるもの(投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含みません)。なお、資産に関する証明書(預金通帳のコピー等)の提出は不要です。				いいえ

本人が未成年者(20歳未満)の場合は必ず記入して下さい

親権者(親権者とは、民法で定める親権者のことで通常は両親(いずれかがいないときは一人))が上記本人の奨学金申込に同意の上、下記に自署・押印してください。

親権者がいない場合は、民法で定める未成年後見人が自署・押印してください。

本人 の 続柄	フリガナ	氏名	生年月日	昭和・平成
		Ⓜ	年 月 日生	
住所	〒(-)			自宅 携帯
本人 の 続柄	フリガナ	氏名	生年月日	昭和・平成
		Ⓜ	年 月 日生	
住所	〒(-)			自宅 携帯

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、財団の奨学金給付業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。申込後、給付奨学生採用候補者とならなかった場合は、この確認書(申込書)は無効となります。なお、給付奨学生採用候補者とならなかった場合も含め、提出された書類は返却しません。

沖縄独自の給付型奨学金 課題レポート（観光・情報通信分野）

学校名		学科名		学年	
氏名	フリガナ				

修業意欲・卒業後の人生設計

（１）在学課程での学修の目的・取り組んでいること等（具体的に）

（２）専門学校卒業後の人生設計

（沖縄県の観光分野・情報通信分野にどのように貢献するのか）
